

洞爺湖町消費者被害防止 ネットワークニュース No1

【事務局】 洞爺湖町消費者被害防止ネットワーク

〒049-5692 洞爺湖町栄町58番地 洞爺湖町経済部産業振興課内

電話番号 0142-74-3005 F A X 0142-76-4727

◎洞爺湖町に67番目の消費者被害防止ネットワークが設立されました。

平成29年9月28日に、洞爺湖町、伊達警察署、町内各金融機関、社会福祉協議会、洞爺湖町自治会連合会、洞爺湖町商工会、洞爺湖町老人クラブ連合会、洞爺湖町教育委員会など12団体を構成団体として洞爺湖町消費者被害防止ネットワークが設立しました。活動内容は関係機関等から悪質商法等に関する情報を収集し、構成員で情報の共有を行うとともに、情報を発信するなどして消費者被害の未然防止や早期発見につなげる活動を行っていきます。

◎洞爺湖町老人クラブ連合会女性部研修会における消費者被害防止の取り組みについて

平成29年11月18日（土）に洞爺湖町老人クラブ連合会主催による女性部研修会において北海道立消費生活センター消費生活相談員の方を講師に招き、消費者被害を防ぐために～最近の相談事例から～と題し、消費者被害について講演が開かれ59名の参加がありました。

◎洞爺湖町自治会連合会研修会における消費者被害防止についての取り組みについて

平成29年12月3日（日）に洞爺湖町自治会連合会研修会においても、研修Ⅰとして消費者被害防止ネットワークの概要について、研修Ⅱとして消費者被害の現状と防止について講演が開かれ92名の参加がありました。

◎洞爺湖町消費者被害防止ネットワークの取組について

- ・平成30年1月24日～31日まで洞爺湖町庁舎玄関ロビー及び洞爺総合センターホールにて消費者啓発パネル展を実施します。ご来庁の際はぜひご覧ください。
- ・消費者被害の未然防止対策として、毎月広報誌に「オレオレ詐欺」などの啓発記事を掲載しておりますので、ご覧ください。

◎振り込め詐欺等の被害にあわれた方へのお知らせ

一般的に対象となる犯罪行為として、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺があり、もし、被害にあわれた方は、「振り込め詐欺救済法」に定められている手続きを経て、失権した振込口座の残高を上限として被害回復分配金の支払いを受ける方法により被害回復を受けられる可能性があります。実際に被害回復分配金で振り込んだお金が戻ってきたとの事例もあります。

【救済を受けるための留意事項】

- 被害に気付いたら、直ちに振込先の金融機関等へ連絡を！
- 被害回復分配金の支払を受けるためには被害の申請が必要です！
- 犯人が預金口座等からお金を引き出してしまうと救済は受けられません！
- 振込手続によらない詐欺（例えば、現金を犯人に手渡ししてしまった、ゆうパック等に現金を同封して犯人が指定した宛て先に郵送してしまった等のケース）は振り込め詐欺救済法の適用は受けられません！

◎洞爺湖町消費者被害防止ネットワークからのお知らせ

洞爺湖町消費者被害防止ネットワークの設立に伴い、訪問販売お断りステッカーを作成し1月広報（各戸配布）にて配布をしました。



【訪問販売お断りステッカー】

配布させていただきました訪問販売お断りステッカーを玄関口等に貼ることで消費者が勧誘を拒絶する意思表示をしていることになり、拒絶したにも関わらず事業者が勧誘を行うことは「不当な取引方法」として禁止されていますので、ぜひ玄関口等に貼って下さい。また、ステッカーが無いという方は、役場産業振興課に問い合わせ下さい。

【訪問販売とは】

販売業者又は役務提供事業者が、営業所等以外の場所（例えば、消費者の自宅）で契約して行う商品、権利の販売又は役務（サービス）の提供等のこと。

【クーリング・オフとは】

万が一、契約をしてしまった場合でも、法律で決められた書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、消費者は事業者に対して、書面により申込みの撤回や契約の無条件解除（クーリング・オフ）ができます。

ただし、使用すると商品価値がほとんどなくなる、いわゆる消耗品（健康食品、化粧品等）を使用してしまった場合や、現金取引の場合であって、代金または対価の総額が3,000円未満の場合には、クーリング・オフの規定が適用されませんので注意してください。

悪質商法と言っても、その手口は様々です。身近な商法を取り上げました。

1) 訪問販売で勧誘

【点検商法】（布団・排水管・屋根や床下工事など）

「点検に来ました。」と言って訪問し、「布団にダニがいる。」「排水管がつまっている。」「家の土台が腐っている。」などと不安をあおり、その対策と称して商品やサービスを契約させる。また、必要もない家屋や床下の補強工事などを行う商法。

【かたり商法】（消火器・火災報知器・浄水器・電話機など）

消防署員や水道職員等の身分をかたり「設置が義務となりました。」「今後は使えなくなります。」といった言葉で惑わせ商品売りつける商法。

2) 電話や手紙で勧誘

【アポイントメント商法】（アクセサリ・割引サービス会員・ビデオ教材）

電話などで販売目的を隠し、「当選しました。」「景品が当たりました。」などと有利な条件を強調して、喫茶店や営業所に誘いだし、商品やサービスを契約させる商法。

【利殖商法】（未公開株・ファンド型投資商品・分譲マンションなど）

「値上がり確実」「必ず儲かる」など、利殖になることを強調して投資や出資を勧誘する商法。

【最近の相談事例について】

ハガキによる身に覚えのない請求（架空請求）が急増しています。

町内でも昨年12月頃に数件の相談がありました。一時おさまったようにも思われましたが、年明けからハガキの相談が室蘭・伊達警察署に多数来ております。町内でも発生する可能性がありますので、十分に気を付けてください。

ハガキによる身に覚えのない請求（架空請求）とは「民事訴訟管理センター」や「法務省管轄支局 民事所掌管理センター」などの公的機関をかたり、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と言うタイトル名で、「ご連絡無き場合、給料の差し押さえ及び動産不動産の差し押さえを強制的に履行」などと法的な拘束力を利用し、動揺させ慎重さを欠く判断とせかせます。

このような架空請求のハガキが突然届いても慌てずに落ち着いて対応しましょう。自分からハガキに記載されている電話番号に連絡してしまうと自分の電話番号や個人情報が知られてしまいますのでくれぐれも連絡しないでください。